南幌町飲食店関連事業者経営継続支援金交付要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、新型コロナウイルス感染症により、大きな影響を受けている町内の飲食店に食材等を納入している飲食店関連事業者に対して、経営の継続を支援するため、南幌町飲食店関連事業者経営継続支援金（以下「支援金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この要綱において、飲食店関連事業者とは、町内の飲食店に対して、定期的に食材や酒類等を納入している製造業、小売業者等のうち町内で事業を営む者をいう。ただし、農業者、農業法人、本社が町外にあるもの及びフランチャイズチェーン店を除く。

　（支援金の交付対象者）

第３条　支援金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（１）　令和３年１１月１日時点において、事業を営む飲食店関連事業者であること。

（２）　飲食店関連事業者において、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に指定する暴力団員）又は暴力団関係者でないこと。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が経営に事実上参画していなこと。

（３）　風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に規定する営業を行うものでないこと。

（４）　法令及び公序良俗に反していないこと。

（５）　町税等を滞納していないこと。

（６）　本支援金を受給したことがないこと。

２　前項の規定に関わらず、町長が特に必要と認めた者。

　（支援金の額）

第４条　支援金の額は、令和３年４月から令和３年９月のいずれかの月で月間売上が前年または前々年同月と比較して減少した率に応じて別表の金額を交付する。

　（支援金の交付申請）

第５条　支援金の交付を受けようとする者は、令和３年１１月　　日から令和４年１月３１日までに南幌町飲食店関連事業者経営継続支援金交付申請書（様式第１号）に必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

　（支援金の交付決定）

第６条　町長は、前条の申請があったときは、内容を調査し、支援金を交付すべきものと認めたときは、速やかに支援金の交付を決定し、南幌町飲食店関連事業者経営継続支援金交付決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

　（交付決定の取り消し）

第７条　町長は、前条の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が偽りその他不正な手段により交付の決定を受けた場合は、支援金の交付決定を取り消すことができる。

２　前項の規定により交付決定を取り消したときは、その旨を当該交付決定者に通知するものとする。

　（支援金の返還）

第８条　町長は、前条の規定により交付決定の取り消しをした場合において、既に支援金を交付しているときは、期限を定めて交付した支援金の全額を返還するよう交付決定者に命ずるものとする。

　（その他）

第９条　この要綱の実施のために必要な事項は、町長が別に定める。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この告示は、令和３年１１月　　日から施行する。

別表

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 売上の減少率 | 20%未満 | 20%以上30%未満 | 30%以上40%未満 | 40%以上50%未満 | 50%以上 |
| 支援金額 | 100,000円 | 200,000円 | 300,000円 | 400,000円 | 500,000円 |